

平成28年度 確定給付企業年金監査結果(指摘事項)

監査事項	指摘内容
加入者	確定給付企業年金の加入者に関する原簿が備え付けられていなかったことから、確定給付企業年金法施行令第20条及び同法施行規則第21条に基づき、必要事項を記載して事務所内に備え付けること。
	確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、確定給付企業年金法施行令第50条の4に基づき、脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金に相当額の移換に関する必要な事項について、資格喪失者に周知させること。
その他	確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条では、事業主等は確定給付企業年金の加入者に対し、確定給付企業年金に係る業務概況について毎事業年度1回以上周知することとされているが、平成27年度は周知が行われていなかったことから、法令に基づき、加入者に業務概況を周知すること。
	「企業年金等に関する個人情報の取扱い準則」では、企業年金等に関する個人データの取扱の管理に関する事項を行わせるため、当該事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから個人データ管理者を選任することとされているが、選任されていなかったことから、同準則に基づき選任すること。